

## 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部(第6回)について

(平成24年7月26日 年金局企業年金国民年金基金課)

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部(第6回)において、次の資料を配付しましたのでお知らせいたします。

[議事次第\(PDF:74KB\)](#)

[【資料1】厚生年金基金の平成23年度決算速報\(PDF:95KB\)](#)

[【資料2】AIJ問題を受けた当面の対応について\(PDF:144KB\)](#)

[【参考資料1】確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について\(概要\)\(PDF:116KB\)](#)

[【参考資料2】改正案についての参考資料\(PDF:287KB\)](#)

### (上記内容からの抜粋)

#### ● 資料2 AIJ問題を受けた当面の対応についてから抜粋

##### 2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(対象：厚生年金基金及び確定給付企業年金)

###### (1) 予定利率の引下げを促進する措置

予定利率の引下げにより生じる積立不足に係る掛金については引上げ期間を最大20年から最大30年に延長する。

###### (2) 給付減額基準の明確化等

① 現行の給付減額基準の理由要件(「母体企業の経営悪化」又は「掛金負担困難」)を明確化する。

② 受給者減額時に希望する受給者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。

※これらの措置は平成23年度決算速報を踏まえて行う当面の対応であり、制度の在り方等については、今後厚生労働省においてさらに検討していく予定。

#### ● 参考資料1 確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正についてからの抜粋

##### 3. 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

###### (1) 予定利率の引下げを促進する措置(DB、厚年基金)

予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

【確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第46条関係】

【「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)関係】

【財政運営基準通知関係】

###### (2) 給付減額の手続の明確化・簡素化(DB、厚年基金)

① 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化するとともに、該当基準を明確化する。

② 受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。

③ 減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

【規則第5条・6条関係】

【「確定給付企業年金について(平成14年3月29日年発第0329008号)」関係】

【「厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)」関係】

【「厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)」関係】

#### Ⅲ. 施行期日

上記1については平成23年度決算及び